

## 糸島市商工会利子補給補助金交付事業のお知らせ

糸島市商工会では、平成29年度に対象の事業資金をご利用された場合に、借入金に係る1年間の支払利息を最大で5万円まで補助いたします。

### < 事業概要 >

#### 1 利子補給交付対象者

次の(1)、(2)の事業資金を利用される方で、以下の各号のいずれにも該当する方。

- (1) 糸島市内で起業する方で、平成29年度中に起業に伴う資金を(株)日本政策金融公庫福岡西支店または福岡支店から借入した方。

※ここでいう起業とは、すでに事業をしている方が糸島市内で新たに支店や第二創業を始める方も含みます。

- (2) 平成29年度中に小規模事業者経営改善資金を受けた方。(借換えも可)

- 1 市税等に滞納の無い方。
- 2 資金借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い方。
- 3 事業を継続している方。

#### 2 利子補給の要件及び交付金額

- (1) 交付の要件は、1ヶ月を超える返済の遅れが無い事、市税に滞納が無い事。
- (2) 補助金額は、原則、平成29年度中に借入した上記の商品の借入金に係る支払利息の1年分(貸付実行日から1年経過までの最終の支払期日が到来した日まで)。  
但し、1年経過までの利息支払の最終日は、平成31年2月末日になります。
- (3) 1企業、上限5万円。(但し、補助金請求時の糸島市補助金の予算内)

#### 3 申請要領

申請要領、必要書類等は下記までお問い合わせください。

#### 4 お問い合わせ先

【糸島市商工会】

糸島市前原北一丁目1番1号 TEL: 092-322-3535

【日本政策金融公庫福岡西支店】

福岡市中央区大名1-4-1 NDビル TEL: 092-712-4381